

室町幕府将軍御所の壇所——雑談の場として

The Prayer Room of the Muromachi Shogunal Residence as a Place for Social Conversation

高橋 康夫

Throughout the Muromachi period, a variety of rituals were regularly performed by a Buddhist monk at a settled place within the shogunal residence, ceremonially aimed at protecting the Shogun from harm. Despite their importance, until now, the monk as well as the structures related to the ceremonies have been hardly examined from an academic perspective. It is the purpose of this article to examine the character of the prayer-room which was the scene of such Shogun-preserving ceremonies, and related facilities used during the incantation, and finally to consider the prayer-room itself as a place for social conversation.

護持僧といえば、天皇の身体を守護するために勤行・祈祷する僧を指すのがふつうであろう。しかし、将軍の身体を護持するために勤仕する武家の護持僧も、少なくとも室町時代初期から存在していた。武家の護持僧の存在は、これまでほとんど注目されてこなかったが^[1]、室町時代の将軍の御所において、仏法にもとづくさまざまな加持祈祷が護持僧によって行われ、そのための場所・施設も設けられていた。

ここでは、武家の護持僧が行う加持祈祷において用いられた場所・施設、すなわち加持祈祷の場である「壇所」について検討したい。三宝院門跡の満済が記した記録『満済准后日記』を主な史料とする制約から、四代将軍義持から義量、義教の時代に焦点を合わせ、常設の壇所であった「月次壇所」について雑談の場としての特質に注目したい。

一、武家護持僧と壇所

1. 武家護持僧の成立・員数・臈次・祈祷

室町幕府の将軍の護持僧は、足利尊氏の時にすでに存在していたらしいが、正月八日に将軍御所に参賀することや、そのときの装束などが定まったのは、三代義満のころであったらしい^[2]。四代義持の時代になると、応永十七年（一四一〇）に定められた「法」ののち、正月八日は護持僧のみが参賀する日となり、一般僧俗の参賀は十日に行われた^[3]。

護持僧の人数については、義持・義量の時期には、「今日護持僧参賀如恒年、……当年護持僧一人未補間、五人参賀、岡崎、竹内□□院、地藏□□□（院僧正）、寶池院参賀」^[4]、「今日任佳例護持僧六人参賀室町殿御所」^[5]とあることから、六人と定まっていたことがわかる。

義量が没し、義教が後継者に選ばれた直後の応永三十五年（一四二八）正月晦日条には、花頂定助僧正は聖護院が闕のとき拝任したもので、聖護院が護持僧に還補されたからには退くべきであるが、義教は閏月の担当として残すことにしたとある。これ以降、護持僧は七名となった。翌正長二年（一四二九）正月八日条には、「参室町殿、護持僧十人大略出仕」とあり、護持僧が十人に増えている。その後もさらに追加され、永享三年（一四三一）正月八日条には、「武家護持僧十二人悉参賀」とある。のみならず、護持僧の臈次を「一臈常住院准后、二臈予（三宝院准后）、三、聖護院准后、四、実相院僧正、五、花頂僧正定助、六、随心院僧正祐巖、七、浄土寺僧正持辨、八、寶池院僧正義賢、九、地藏院僧正持圓、十、竹内僧正良什、十一、円満院僧都、十二、岡崎（実乗院）」と記す^[6]。このころ一応、武家護持僧の制度が整ったらしい。

護持僧たちが行う加持祈祷は、多岐に渡っていた。義持から義量へ将軍職が移る直前である応永三十年（一四二三）二月、将軍のための月次御祈と臨時御祈、将軍の後継者義量のための御方御所御祈、将軍夫人のための御台御祈があり、「此等御祈去年以来結番也、於護持僧中ハ相副月次御祈勤仕之者也、七月以後ハ非護持衆結番、此等臨時御祈勤修也」^[7]と、護持僧ではない僧も含んで結番し、加持祈祷に当たっている。義教の時代も、「去月（正長元年（一四二八）四月）以来為当御代新御願御祈兩様被定置内也、去月ハ聖護院准后此護摩勤仕也、御（護）持僧為順臈次可沙汰由被仰出故也」^[8]と、大きくは変わらない。

2. 壇所

護持僧は結番して毎月交替で月次壇所に参住し^[9]、北斗護摩・不動護摩ならびに北斗供・不動供・愛染供などの祈祷を行い、また五壇法・北斗法・愛染護摩・不動護摩、尊星王大法、不動大法、不動小法、愛染准大法、金剛童子大法などの場合は、寢殿・公卿座・殿上など、月次壇所とは異なる道場・壇所を設けて勤修している。

表一 修法とその壇所・道場

御修法	壇所・道場	日付
御修法始	道場震殿如常、壇所殿上同前、	応永29. 7. 23
仁王経法	壇所殿上、……隨身所伴僧休所両所用意、	応永32. 3. 21
仁王経法	壇所殿上、道場震殿南面、護摩師以下休所隨身所也、	応永34. 3. 14
愛染准大法	壇所公卿座、僧正以下壇所殿上	正長2. 4. 22
不動准大法	道場震殿、…殿上壇所狭小之間、…震殿西二間ニ構壇、	応永27. 6. 24
御祈始不動大法	壇所公卿座、	永享2. 2. 3
不動小法	壇所公卿座相兼殿上半也、	永享元. 12. 3
不動小法	壇所殿上、去年去々年大略同前、	永享2. 12. 13
仁王経大法	壇所公卿座相兼殿上了、護摩師壇所殿上西端也、	永享2. 3. 19
尊星王大法	阿闍梨壇所公卿座也、	永享2. 5. 1
五壇法	道場震殿、南向、	応永22. 8. 13
五壇法	道場御所震殿如常、…壇所事中壇兩人殿上参住、軍大隨身所、金御車宿也、	応永33. 10. 7
五壇法	壇所事、中壇殿上東限布障子構之、降壇布障子ヨリ西二ヶ間構之、軍壇隨身所西二間構之、大壇同東一間并御車宿へ構出之、金壇御車宿東構之、隨身所ニハ板敷在之、御車宿ハ無之、仍金壇所構大儀敷、道場震殿南面五間也、以東中壇ニ立之、降以下次第ニ西へ立之、	応永34. 6. 14
五壇法	中壇壇所公卿座云々、殿上東半分相兼云々、	正長1. 10. 21
五壇法	中壇＝公卿座、降三世＝殿上、軍荼利＝壇所（月次壇所？）、大威徳＝隨身所、金剛夜叉＝車宿、	正長2. 6. 27
五壇法	道場震殿南向、以東第一間為中壇、脇壇以下次第建壇、西端金剛葉叉壇云々、	永享3. 6. 19
五壇法	道場室町殿寢殿南向如常、	永享6. 5. 22
女中御祈	於室町殿御所臺屋、大威徳護摩勤修、壇所殿上西端云々、	永享1. 10. 5
御台御祈	自今日於室町殿殿上、禪那院僧正愛染護摩始行、……壇所同殿上布障子ヨリ西構之了、道場布障子東二ヶ間構之、	永享4. 3. 28

二、義教と月次壇所

1. 三条坊門殿の月次壇所

応永三十五年（一四二八）正月十九日、義持の死去にともない、後継者として籤で選ばれた青蓮院門跡義円（義教）は、まず裏松邸に入り、下御所＝三条坊門殿に移ったのは三月二十一日のことである。この間、義持の御台が三条坊門殿に住んでいたし、月次壇所も機能していた。

祈祷についての義教の方針が定まったのは、同年四月のことらしく、「去月以来為当御代新御願御祈両様被定置内也、去月ハ聖護院准后此護摩勤仕也、御（護）持僧為順臍次可沙汰由被仰出故也、」と『満濟准后日記』にみえる^[10]。

義教が住み始めたころの三条坊門殿の月次壇所は、独立の建築として存在したのではなく、「当月月次壇所番地藏院僧正自今夕参住云々。壇所殿上如去月云々」^[11]とあるように、殿上の一部が壇所に当てられていたらしい。これでは不都合があるので、壇所の新築が計画され、六月二十一日に「月次御壇所立柱上棟」が行われている。きわめて迅速に工事が進められ、七月五日には「新造御壇所（月次）」が竣工し、聖護院准后が祈祷のために移り住んでいる。

満濟が月次壇所の当番として参住したのは、八月一日のことで^[12]、その後十日には義教を壇所に迎えており、新造壇所における初めての渡御であった^[13]。翌日夕方からはじまった北斗法では新造壇所の「東向六間」が道場として使用されているが、壇所は少なくとも東向の六間の広さをもっていたことがわかる^[14]。

2. 室町殿の月次壇所

正長二年（一四二九）三月に將軍職に就いた義教は、その後およそ二年ほどの間、下御所＝三条坊門殿に住み続けるが、永享三年（一四三一）に上御所＝室町殿への移転がきまり、十月十三日に「寢殿以下棟數十ヶ所、門六」がそれぞれ立柱上棟し、十二月十一日に義教の室町殿移徙が行われた。十九日には、新造御所において御沙汰始、御的始とともに、御祈始が行われた。聖護院准后が不動准大法を勤仕し、「寢殿の後」が壇所となった。

二十六日、今月当番の護持僧常住院は月次壇所を上御所へ渡しているが、これは建築としての壇所の移築ではなく、修法の施設の運送であった。月次壇所の場は、さきに壇所となった寢殿の後であり、ここに常住院が参住している^[15]。

翌永享四年（一四三二）正月八日、当番である満濟は月次壇所に行き、月次御祈のためにその室礼を検知し、改めている。満濟の記述から判明する月次壇所の位置と規模は、次のようになる。壇所は、室町殿の中心施設である寢殿の北側に位置を占め、東西四間、南北三間の広さをもつが、そのうち、南東よりの二ヶ間は足利家累代の鎧や剣を安置する「御小袖間」とよばれる部屋であり、その北側の四間を道場としている^[16]。

この月次御祈の壇所はおそらくほかの祈祷と場の関係で問題があったようで、独立施設の月次壇所が計画され、二月二十四日に立柱上棟している^[17]。新造壇所について満濟は四月十五日条に次のように記している。

西末参壇所、……於四脚下車、經隨身所西入壇所了、此壇所自下御所（三条）被引渡、雖然大略如新造也、今度ハ雜舎如根本別立之了、内々献意見了、凡此壇所指図以下悉予計申了、……道場（北東向）、北向ハ三間薮鉤之、東二間遣戸也、^[18]

新造壇所は、当初は移築の必要がないとされた三条坊門殿の壇所を移築したものであったが、ほとんど新造といつてよいほどであり、元々のように、独立して建てられている。隨身所の南にあり、三条坊門殿の位置を踏襲しているのであろう。規模は東西三間、南北二間であり、北面の三間は薮を釣り、東面の二間は遣戸がたて込まれている。この壇所の新造に当たっては、満濟が意見を具申して計画を進め、指図以下、ことごとく満濟の意向が反映されたようである。

3. 月次壇所の使われ方

月次壇所は、当然のことながら毎月恒例の祈祷の場として使用されたが、ここでは、祈祷の場としてよりも、それ以外の使われ方に注目して検討する。

(1) 雑談

壇所は、將軍義教にとって日常の雑談の空間なのであり、おそらくは唯一の雑談の場ではなかったか。

『満濟准后日記』によると、三条坊門殿に壇所が完成した次の月、八月十日に初めて渡御し、その後二十三日には「今日御所様壇所に渡御、数刻御雑談」とある。將軍となった正長二年（一四二九）三月以降もその習慣は続いており、「將軍壇所に渡御、数刻御雑談」という記事は、四月二十三日条や五月二十七日条などしばしばみえている。とくに永享二年（一四三〇）四月は、三日以後毎日のように訪れ、八日には二度も壇所に来ることがあった。將軍義教が壇所に赴き、そのとき壇所に詰めていた満濟などの護持僧と長時間にわたって「雑談」することは、めずらしくなかったといつてよい。

(2) 談合・打合せ……政治的打ち合わせの場。

こうした日常的なありかたを踏まえてであろうが、壇所では政務にかかわる重要な用件や情報が内々に將軍と側近衆とのあいだに交わされている。永享三年（一四三一）七月二十八日には管領以下、諸大名の評定が行なわれ、室町幕府の拠点である將軍邸を上御所、つまり花の御所（室町殿）へ移すことに決定をみたが、実はこの日の評定に先立って、義教は満濟から内々に話を聞いていた。つまり三日前の二十五日に、満濟は壇所において義教に室町殿御所の件について畠山が去年より内々申し入れていた事情を説明しており、義教は「御悦喜極まり無し」という様子であったという。

逆に、将軍から命令が発せられることもあったことは、「早速将軍壇所に渡御す、条々仰せらる」（永享四年（一四三二）正月二十三日）という記事からもわかる。

寶池院の壇所で待っているときに、幕府奉行、津、飯尾肥前、飯尾加賀、飯尾大和、松田対馬がきて、洛中米商売のことを談合し（永享三年（一四三一）七月八日条）、また畠山・細川・山名と談合している（永享三年（一四三一）八月晦日条）。

(3) 待合せ・控えの間

松拍子をみるために集まり、時間待ち（永享二年（一四三〇）正月十三日条）。

香染の衣を召し寄せ着替え（永享二年（一四三〇）十一月二十五日条）。

(4) 社交……護持僧との交流、表敬訪問

「山名右衛門左禅門来壇所、二千疋隨身也、」（正長元年（一四二八）八月七日条）。

(5) 対面（私的・内密）

摂政二条持基が壇所を訪れた時、たまたま義教が現れたので、そのまま壇所で対面が行われ（永享四年（一四三二）正月十七日）、また「乗阿御前に召し出だされ、面目の至り」（永享三年（一四三一）七月二十四日）ともみえる。

(6) 宿所

壇所を宿泊施設として利用している。

(7) 小宴会……永享二年（一四三〇）正月二十五日条、

随心院の壇所において歌会を待つ間、一献あった（永享四年（一四三二）四月九日条）。

満濟晩年における月次壇所参住の事例を示すと、次のようになる。

永享二年（一四三〇）正月八日……「自今日（八日）参住恒年規式也」。満濟は、「予又当年始武家正月月次壇所ニ参住」と述懐している。

永享四年（一四三二）正月八日……一・四・八・九月参住。この間、多数の記事が残る。

永享五年（一四三三）正月八日……聖護院参住。前年十二月から病気によるもので、二月参住。

永享六年（一四三四）正月八日……参住。この日以降、多数の記事が残る。

永享七年（一四三五）正月八日……参住。この日以降、多数の記事が残る。

なお、同様のことは、臨時の壇所においても認めることができる。正長二年（一四二九）四月二十二日に三条坊門殿で行われた愛染准大法では、満濟准後の壇所は公卿座、そして僧正以下の壇所は殿上が用いられた。将軍の渡御が頻繁にあり、同二十三日「数刻御雑談」、二十五日「御雑談等在之」、二十七日「御雑談」などとみえている（このときの月次壇所は、花頂定助僧正。二十三日条）。

永享二年（一四三〇）三月二十九日～四月九日の仁王経法における参住では、「公方様又連々渡御之間」（十日条）など、多数の記事が残る。義教は、壇所を訪れる際に、比叡山上の桜の枝や、梅の枝と実を持参したこともあった。義教が壇所においてどのような内容の雑談をしたかは、もちろん雑談のこととて断片的なことしか記録に残っていないが、例えば「心気興盛」であるとか、「塩断ち」をしているとか「御物語る」というものであった。永享三年（一四三一）七月二十日、臨時の公卿座壇所に参住した満濟のもとへ、義教はしばしば渡御し、二十六日には将軍との内々の打ち合わせがあり、また将軍の御書案文の執筆の場ともなっている（当月壇所は寶池院）。

将軍と側近の僧侶や家臣たちが身近な話題をめぐって気さくに雑談しあうことは、身分の関係が厳重な当時においてはきわめて稀なことであった。このような場が成り立ちえたのは、おそらく壇所自体の備える場の性格によるものであろう。壇所が仏事・祈祷の場、つまり宗教的な場として世間を超越した空間とみなされていたこと、また壇所が義教個人に深くかかわる施設であったなどの理由が想定できよう。

要するに、壇所では数刻に及ぶ雑談が義教を交えて行われているが、先の例にみられるように永享四年（一四三二）正月頃から政治の場として重要さを増してきたことに注意を向けるべきであろう。室町幕府の体制確立期において、壇所は私的にも公的にも重要な雑談と寄合の場となったのである。

これらからわかるように、三宝院満濟が月次壇所に参住しているときのできごとは、当然のことながら満濟という人に固有の状況を物語るものである。したがって、ほかの護持僧の場合にも同じような状況であるかどうか、聖護院などの身分地位の高い護持僧に限られるかといった疑問もある。しかしながら、満濟と将軍義教とのとくに親密な個人的な関係によるものを別にすれば、おおよそ他の護持僧にも当てはまる状況と推定してよいと考える。

三、将軍御所と壇所

1. 義満の北山殿

義満のころの状況については詳しいことはわからない。先に述べたように護持僧の正月八日の参賀、またその装束などのありかたが儀礼として定まったこと、護持僧による壇所勤行が月々の当番で実施されていたこと、月次壇所が設けられていたこと、などが知られる^[19]。

北山殿についてみると、月次の壇所については史料がないが、『門葉記』によると、応永五年（一三九八）四月二十二日、北御所において安鎮法が勤修されたときには東対屋が壇所にあてられている^[20]。なお、義満はこの壇所を対面の場として利用している。応永九年（一四〇二）十二月六日の祈祷では、北御所の殿上が壇所となった^[21]。

2. 義持の三条坊門殿

義持の三条坊門殿における壇所の事例を『満濟准后日記』から列挙し、義教期の状況と比較することにしよう。

応永二十年（一四一三）四月一日条……「月次壇所御祈不動護摩百座北斗供等開白」、二十八日条「御所様渡御壇所」、月次の祈祷はほとんど同じ。

応永二十一年（一四一四）八月三日条……愛染准大法始まる。

しばしば将軍・若君、壇所に渡御、雑談。

四日条「初夜時以後渡御壇所、御加持料云々、暫御雑談等在之、」

五日条「若君光儀壇所、御加持申之、」

六日条「渡御壇所、種種御雑談在之、川崎観音御参詣由被仰き、岡崎来臨、山訴事等物語、」

七日条「公方様渡御壇所、結願可為十日由被仰出了、」

応永二十三年（一四一六）十二月十四日～二十日条……五壇法

十五日条「渡御聖護院壇所、数刻御雑談、管領来臨此壇所、数刻閑談事在之、富樫大輔来、」

十九日条「渡御中壇、以每阿可参由被仰間、即参了、御雑談数刻、関東へ御教書事伺申了、可令談合管領由被仰下、仍罷向彼亭」

応永二十五年（一四一八）八月十七日条……五壇法を始行。

十九日条、満濟らの中壇壇所に呼び集めて、雑談。

応永三十年（一四二三）二月二十九日条……「今月月次御祈……、臨時御祈……、御方御所御祈……、御台御祈……此等御祈去年以来結番也、於護持僧中ハ相副月次御祈勤仕之者也、七月以後ハ非護持衆結番、此等臨時御祈勤修也」

以上から、義持期においても、壇所のありかたは同様であったことがわかる。義教はこの状況を受け継いでいるが、それは義教と満濟の関係が良好であったというよりも、むしろ壇所の性格がしからしめるものであったと理解すべきであろう。

-
- 1) 富田正弘「室町時代における祈祷と公武統一政権」（日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』、創元社、一九七八年）。天皇の護持僧については、山折哲雄「天皇霊と呪師」（『日本人の靈魂観』、河出書房新社、一九七六年）、湯之上隆「護持僧成立考」（『金沢文庫研究』二六七、一九八一年）、堀裕「護持僧と天皇」（『日本国家の史的特質』古代・中世、一九九七年）がある。
 - 2) 『満濟准后日記』永享二年（一四三〇）十二月十五日条「如根本者膺次相違時、正月外ハ十二月ヲ勤仕来也、於正月者等持寺殿以来不守膺次、此門跡参住来也、」、応永三〇年（一四二三）正月八日条「今日護持僧参賀、恒例儀也、……但等持寺殿御代、護持僧参賀事、定日無之歟、装束又同前、菩提寺僧正五日衣體由、自筆記在之、八日参事并装束等令一定事、故鹿苑院殿以来之儀也、但北山殿へ御移以後ハ細々参護持僧、正月朔参賀着重衣了、地藏院聖快僧正計八日参、香鈍色着之云々、」。以下、同記からの引用は、書名を省略して表記する。
 - 3) 応永十八年（一四一一）正月八日条。
 - 4) 応永二十八年（一四二一）正月八日条。
 - 5) 応永三十四年（一四二七）正月八日条。応永三十五年（一四二八）正月八日条「今日任佳儀護持僧六人参賀室町殿御所」。
 - 6) 永享六年（一四三四）正月八日条によると、一常住院准后、二予、三聖護院准后、四実相院、五随心院、六浄土寺、七寶池院、八地藏院、九竹内、十円満院、十一岡崎、十二花頂となっている。永享十一年（一四三九）には、

常住院・寶池院・竹内の名が消え、住心院が加わり、十人である（『建内記』永享一一年（一四三九）二月二十八日条）。

- 7) 応永三十年（一四二三）二月二十九日条。
- 8) 正長元年（一四二八）五月三日条。
- 9) 正長元年（一四二八）五月三日条、「御（護）持僧為順臈次可沙汰由被仰出故也」、永享二年（一四三〇）十二月十五日条、「如根本者臈次相違時、正月外ハ十二月ヲ勤仕来也、於正月者等持寺殿以来不守臈次、此門跡参住来也、」
月番の交替・変更については、応永三十年（一四二三）七月朔日条に「今月々壇所岡崎准后当番也、去々月以来病悩雖少減、未修法等勤仕難叶、来月〈八月〉予番ニ可相転由被申間、其由去々月〈五月〉廿七日於嵯峨南芳〈地藏御参籠中〉伺申處、不可有子細由被仰間、自今日恒例壇所勤行等始行、……月次壇所相転近代出来歟、故地藏院僧正聖快重服之間依難叶、八月壇所当番於次月〈九月〉浄土寺僧正慈弁ニ相転、故鹿苑院殿御時事也、此子細予則〔申〕沙汰候了、大略壇所相転初云々」とある。
- 10) 正長元年（一四二八）五月三日条。
- 11) 正長元年（一四二八）五月一日条。
- 12) 正長元年（一四二八）八月一日条、「自今夕月次壇所当番之間参住、則依召参御前、」。
- 13) 正長元年（一四二八）八月十日条、「今日御所様渡御壇所、新造壇所初光儀之間」。
- 14) 正長元年（一四二八）八月十一日条、「自今夕月次北斗法始行、道場新造御壇所東向六間傍西壁奉懸本尊、其前立壇」、永享二年（一四三〇）正月十三日条、「道場月次壇所東向六間也」。
- 15) 永享三年（一四三一）十二月二十六日条、「常住院自今日月次壇所被渡上御所了、壇所年中不可事行間、不及被渡之、月次壇所寢殿之後〈此間聖護院参住在所〉被定了、自今日常住院件所参住了、」。
- 16) 永享四年（一四三二）正月八日条、「酉初参壇所、…壇所室礼等悉令檢知改之了、寢殿北向間障子ヨリ西、東西四間、南北三間也、但此内南東寄二ヶ間号御小袖間、被安置累代御鎧御劍等也、此間北四ヶ間ヲ以テ為道場、」。
- 17) 永享四年（一四三二）二月二十四日条、「上御所御会所并御車宿、隨身所、月次壇所等、立柱上棟云々、」。
- 18) 永享四年（一四三二）四月十五日条。
- 19) 応永三十年（一四二三）正月八日条、「今日護持僧参賀、恒例儀也、……但等持寺殿御代、護持僧参賀事、定日無之歟、装束又同前、菩提寺僧正五日衣體由、自筆記在之、八日参事并装束等令一定事、故鹿苑院殿以来之儀也、但北山殿へ御移以後ハ細々参護持僧、正月朔参賀着重衣了、地藏院聖快僧正計八日参、香鈍色着之云々」、応永三十年（一四二三）七月朔日条、「今月々壇所岡崎准后当番也、去々月以来病悩雖少減、未修法等勤仕難叶、来月〈八月〉予番ニ可相転由被申間、其由去々月〈五月〉廿七日於嵯峨南芳〈地藏御参籠中〉伺申處、不可有子細由被仰間、自今日恒例壇所勤行等始行、……月次壇所相転近代出来歟、故地藏院僧正聖快重服之間依難叶、八月壇所当番於次月〈九月〉浄土寺僧正慈弁ニ相転、故鹿苑院殿御時事也、此子細予則〔申〕沙汰候了、大略壇所相転初云々」、永享六年（一四三四）九月二十九日条、「百ヶ日中重服阿闍梨修法勤仕、一兩度例在之歟、一ヶ度ハ此阿闍梨師匠聖快僧正、母重服百ヶ日中、於北山殿月次壇所、北斗法勤仕了」。
- 20) 『門葉記』卷第三十五安鎮法補二、応永五年四月二十二日、「於北山殿被始行安鎮法事」、「次自南御所入御。先於御壇所御対面〈御壇所東対屋也〉」
- 21) 『大日本史料』第七編ノ五、応永九年十二月六日条、「今日御壇所北山殿北御所殿上云々」（『松崎文書』）。